

旭川市地域企業魅力発見支援業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集する。

令和6年4月4日

旭川市長 今津寛介

## 1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎3階  
旭川市経済部経済総務課雇用労政係  
電話 0166-25-7152 (直通)  
e-mail keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp

## 2 事業の概要

(1) 業務名 旭川市地域企業魅力発見支援業務

(2) 業務内容

市内高等学校に在学する高校生が、進路が具体的に決まる前の早い段階で地域企業を実際に訪問することにより、地域企業の魅力や社会的役割を知り、進学、就職に当たり自身のキャリアプランを考える機会を提供することで、地元定着やUターンへの動機付けを図るため、主として以下の内容を実施する。

ア インターンシップの実施

地域企業を訪問することでその魅力や役割を知り、課題を考えることで、自身のキャリアプランを考える探究学習の機会を提供する。

(ア) 対象

市内高等学校に在学する高校1年生を基本とする。

(イ) 受入生徒数

インターンシップの実施に当たっては、全体で1,100人程度を想定するものとする。

(ウ) 受入企業数

受入企業は、地域企業（旭川市及び近隣8町に事業所を有する企業）とし、参加高校生が幅広く選択できるよう様々な業種から選定するとともに、(イ)の受入高校生数を考慮した企業数を確保すること。

(エ) 企業訪問実施期間及び内容

企業訪問は1企業1回当たり、3時間程度とする。企業訪問は高校生に企業の魅力や役割を伝えるとともに、取り組む社会課題等を参加高校生に提示する。

(オ) 事前事後学習

高校生が地域の産業構造を俯瞰し、地域の特徴を学び、地域と本人の将来の関わり方（企業等や地域の高等教育機関への進路選択を想定したキャリアプラン）を主体的に考えることができるような教材やプログラム等を提供し、その学習を支援する。

・事前学習

地域の課題や企業のプロフィールを調べ、訪問時の質問内容を考えながら、当日に向けた準備を支援する。

・事後学習

企業訪問時に提示された企業の課題や問題点をまとめ、その解決策を考察することを支援する。

(カ) 教材について

事前事後学習において、旭川市企業情報提供サイト「はたらくあさひかわ」及び「HATCHannel(はっちゃんねる)」を効果的に利用すること。

(キ) 企業訪問実施時期

企業訪問の時期は概ね7月から11月の期間とし、事前事後学習の時期と合わせ、高

等学校と調整する。

(ク) 参加高等学校の周知及び意向確認

市内高等学校に本事業を周知し、参加意向を確認する。

(ケ) アンケートの実施

高校生、教員及び企業に対しアンケートを行うこと。なお、アンケート内容については、旭川市と協議の上、決定すること。

(コ) 高等学校に対する支援体制の構築

高校生及び学校が円滑にインターンシップを実施できるよう調整を図るとともに、適宜助言を行うなど、学校からの相談等に対応可能な体制を構築すること。

(カ) 企業に対する支援体制の構築

企業訪問の受け入れに当たり、高校生に自社の特徴や魅力などを適切に伝える手法について、適宜助言やマニュアルの配付等により支援し、企業からの相談等に対応可能な体制を構築すること。

イ 実施内容の報告

上記アの実施内容や成果等を随時旭川市に報告する。

ウ 成果物の作成、提出

本事業の成果として、最終報告書（各高等学校の実施内容、アンケートの集計結果）を紙及び電子データで旭川市に提出する。

エ その他

その他、本事業の目的を達成するために必要な事項について、適宜提案すること。

(3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 予算総額 5,082千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

ただし、上記資格を有さない者が参加することもできるものとするが、その場合には、次の書類を徴取する。

ア 法人にあつては履歴事項全部証明書 ※3か月以内のもの

イ 個人にあつては身分証明書 ※3か月以内のもの

ウ 法人にあつては財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※直近1事業年度分

エ 納税証明書（市町村税又は都税、消費税及び地方消費税（国税））※3か月以内のもの

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) 市町村税（特別区にあつては都税）、消費税及び地方消費税の額に滞納がないこと。

### 4 実施要領等の交付期間及び方法

旭川市地域企業魅力発見支援業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和6年4月4日（木）から令和6年4月23日（火）まで

（1の場所での交付は、旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条

第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までとする。）

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、旭川市のホームページからダウンロードにより交付する。

URL <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/5681/d077354.html>

5 参加手続き等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和6年4月23日（火） 午後5時（期限厳守）  
提出期限内の休日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。

イ 提出場所 1に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（提出期限までに必着）によること。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

上記(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和6年5月7日（火） 午後5時（期限厳守）  
提出期限内の休日を除く午前9時から午後5時までに提出すること

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（提出期限までに必着）によること。

エ 提出部数 9部

6 質疑応答等

(1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、実施要領の定めるところにより所定の様式で提出すること。

ア 提出期間 令和6年4月26日（金）までの休日を除く午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 1に同じ

ウ 提出方法 持参、電子メールにより提出すること。電子メールにより提出する場合、必ず電話で送信した旨を連絡し、担当者に確認すること。

(2) (1)の質疑応答は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答し、併せて旭川市経済総務課ホームページ上に当該回答内容を公表する。また、回答内容は、実施要領の追加又は修正として取り扱うこととする。

URL <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/5681/d077354.html>

7 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 参加資格を満たしていない場合、又は参加表明書の添付書類等で参加資格要件を満たしていることについて客観的な確認ができない場合

(2) 提出書類に虚偽があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

(5) その他法令違反等があり、不相当と認められた場合

8 受託候補者の選定

旭川市地域企業魅力発見支援業務公募型プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査

及び評価を行い、その結果に基づいて本事業の受託候補者として選定する。

## 9 契約に関する基本事項

### (1) 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、受託候補者が7のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、旭川市は催告をようせず契約を解除できるものとする。

なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合であっても、旭川市は一切の損害を負担しない。

### (2) 契約保証金

要する。契約保証金の額は、旭川市契約事務取扱規則第23条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上とし、納付方法、納付期日とあわせて別途定める。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条に該当する場合は免除する。

### (3) 契約書作成の要否 作成を要する。

### (4) 支払条件 後払いとする。

## 10 委託業務実施上の留意事項

### (1) 再委託の禁止

委託業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により旭川市の承諾を得なければならない。

### (2) 実績報告書等の提出

委託業務完了後には、所定の様式により実績報告書等を旭川市に提出すること。

### (3) 委託費の経理・管理

委託業務の対象経費は、他の経費と明確に区分して経理すること。また、委託業務に要した経費は、領収書等で確認でき、収入及び支出を記載した会計帳簿を備え、経理状況を明確にするとともに、事業終了後最低10年間は保存すること。

### (4) 成果品の取扱い

この事業により得られた成果品とその権利は、原則として旭川市に帰属する。

### (5) 法令遵守

労働基準法等の労働関係法令を遵守するとともに、その他関係法令についても遵守すること。

### (6) 違反等があった場合の措置

「3 参加資格要件」及び契約条項に違反等があった場合は、委託契約を解除し委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料の一部又は全部を返還させることがあるので十分留意すること。

### (7) その他

この委託業務を適切かつ効果的に実施するために、旭川市と常に密接な連携を取ること。

## 11 その他

### (1) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に係る費用等、提出者の負担とする。

### (3) 提出された書類は返還しない。

### (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

### (5) 参加表明書又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）で旭川市へ報告すること。

### (6) 本業務に伴い著作権その他の権利が生じたときは、それらの権利は旭川市に帰属する。

1 2 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和6年4月4日(木)から令和6年4月23日(火)まで
参加資格要件確認結果通知及び企画提案書提出要請	令和6年4月24日(水) 予定
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から令和6年5月7日(火)まで
ヒアリング	令和6年5月14日(火) 予定 (企画提案書提出要請と併せて通知)
企画提案書審査結果の通知	令和6年5月16日(木) 予定
契約締結	令和6年5月下旬 予定